

## 固定資産税 償却資産の申告をお願いします

**Q** 償却資産とは？

**A** 償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産です。

**Q** 償却資産の対象になるものは何？

**A** 1月1日現在で、会社や個人事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。減価償却額または減価償却費が法人税法あるいは所得税法の所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

**Q** 申告はどのようにすればいいですか？

**A** 様式が定められていますので、固定資産税係まで連絡いただくと、申請書を送付しますので、1月31日までに申告してください。

法人の場合は所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告してください。

**Q** 評価額の計算はどのようにするのですか？

**A** 取得価格 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額……①  
(耐用年数、取得時期により異なります。)

**Q** 税額はどのようになりますか？

**A** 課税標準額(通常①の評価額) × 税率(1.4%) = 税額

\* 償却資産の所有者には、法令により申告する義務があります。(地方税法第383条)

虚偽の申告は懲役または罰金が、未申告には過料が科せられます。(地方税法385・386条)

■ 問合せ先 税務課固定資産税係 ☎(内線257、258)



## ねんきんのこと 知っとこ

今月のテーマ

### 未支給年金と死亡届

年金は死亡した月の分まで受給することができます。受給者が受け取れるはずであった年金は、受給者の死亡当時、その人と生計を同一にしていた遺族が未支給年金として受け取ることができます。

**?** だれが請求するの。

**!** 優先順位があります。(親族であれば代理で手続きできます)

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹

**?** 何がいるの。

- !**
- ・年金証書 ・印鑑 ・預金通帳(請求者のもの)
  - ・受給者の死亡が確認できる住民票除票
  - ・請求者の世帯全員の住民票
  - ・請求者と受給者(死亡者)の関係がわかる戸籍謄本または抄本
  - ・生計同一申立書(請求者と死亡者の住所が異なるときに必要)

(注意)

生計同一申立書の用紙は年金係の窓口にあります。死亡者と請求者の住所が異なっても、生計を同一にしていた場合は、民生児童委員などの第三者からの証明が必要です。

**?** 負担は(手数料等)

**!** 無料ですが、戸籍や住民票などの手数料が必要になります。

**?** どこに、いつごろ出すの。

**!** 市役所 市民課年金係へ。  
 市民課へ死亡届を出した日以外に日を改めて年金係へ届る必要があります。

(注意)

届出には、戸籍謄本または抄本が必要ですが、戸籍簿に死亡事項を記載するには、二週間程度要します。

来庁前に年金係へ問い合わせてください。

**【死亡届】**

受給者の死亡当時、生計を同一にしていた遺族がいない場合は、受給者の死亡届の提出が必要です。

**?** そのときは、何が必要なの

- !**
- ・年金証書
  - ・印鑑
  - ・死亡が確認できる戸籍抄本または住民票除票

■ 問合せ先 市民課年金係 ☎(内線370、268)